

地籍図による地域環境と景観の復原

—その意義と利用上の問題点—

滝 沢 由美子

I. はじめに

II. 景観復原に利用する地籍図の要素

- (1) 土地割
- (2) 土地利用

III. 埼玉県花園町における事例研究

- (1) 地籍図による土地割・土地利用状況の復原
- (2) 土地割・土地利用図の作成方法と問題点
- (3) 景観復原結果について

IV. ま と め

I. はじめに

地籍図とは、広義には一筆ごとの土地割（土地区画）を示す境界（筆界）、その地番、地目、面積などが表示されている大縮尺の地図をいう。

現在、各地で使用され、または登記所、役場、資料館などに保存されている地籍図には種々のものがある。そのほとんどは、明治時代前期作成の図あるいはそれらを使用しつつ更新した図である。明治前期作成の地籍図としては、大別すると次の4種類、すなわち壬申地券公布調査における地引絵図、地租改正における地引絵図、地押調査における更正地図、内務省地理局地籍編成における地籍図がある。それぞれ記載内容や表現方法、精度、作成目的及び経緯等々が異なる。この4種類の地籍図の他に、1951年に施行された国土調査法に基づく地籍調査により作成された地籍図（法定地籍図）がある¹⁾。これらの他に、耕地整理確定図、北海道地域での土地連絡図（土地処分図）なども使用されている。

それらのいずれを用いているかは別として、

今までに、地籍図を利用した数多くの研究が示されてきた²⁾。

II. 景観復原に利用する地籍図の要素

地籍図には種々の事項（要素）が記載されている。列挙すると次のものがある。1. 筆界、地番界、字界、2. 地番、3. 地目（田、畑、山林、芝地、草生地、藪、宅地、寺社地、墓地、水部、土置場、土揚場、荒無地、死馬捨場など）、4. 地名（大字名、小字名、小名（土地名）、旧村名）、5. 土地の等級、6. 土地の所有者、戸長など、7. 面積、間口や奥行きの間数、8. 作成に関する情報（経緯、年月日、測量者、製図者、その他）。ただし、どの地籍図にも必ず表示されているのは始めの4項目であり、その他の項目についての記載の有無は地籍図により区々である。

本稿では、特定の歴史的遺構に焦点を当てるのではなく、ごく一般的な地域における景観の復原を試みた。また、地籍図作成当時における当該地域の環境についても考察を加えた。一般的な地域を取り上げる場合には、利用する地籍図も標準的なものと考え、どの地籍図にも必ず表示されている主要な要素、すなわち土地割（土地の区画）と地目（土地利用）とに着目して検討した。土地割と土地利用とは集落景観を構成する主要な要素であり、それらを中心に分析を行えば、集落景観のかなりな部分が復原されうると考えた。

(1) 土地割

宅地や田や畑などの筆界線、道路、水路など

の境界線によって示される土地割³⁾は、地域景観の主な構成要素であり、歴史的景観の復原においても重要な手がかりとなる⁴⁾。

土地割は、計画的土地割と自然発生的（不規則的、非計画的）土地割とに大別される。

各種の計画的土地割は、一定の目的と方式に基づいて区画された土地割であり、それぞれ特徴的な集落景観の形成に重要な役割を果たしている。ここでは、列挙するにとどめるが、歴史的な主なものとしては、都市の条坊区画、城下町区画、耕地の条里型土地割、近世の新田開発に採用された短冊型の土地割、干拓地の土地割、屯田兵村の土地割（屯田地割）と殖民区画の土地割（殖民区画）、近代の開拓村で使われた土地割などが、また近代以降現代でも実施される耕地整理、圃場整備、土地区画整理、宅地や工場団地の造成、別荘地開発などにおける土地割等々があり、近代以前の事例については多くの研究がなされている。

これに対し、自然発生的土地割は、その起源を知るとはほとんど不可能であるが、その特徴の一端は、自然条件との結びつきを考察することにより把握される。

自然条件としては、地形、地質、気候、土壌、植生などがあるが、地形環境について考察すればほぼその目的は達せられると思われるので、ここでは扇状地、台地、低地における耕地割の特徴について概観する。これは、関東地方およびその周辺の地方に事例をとって、山麓地および丘陵地、扇状地、台地、沖積低地、氾濫原、自然堤防などの地形面上に展開する耕地を主とした土地割の特徴について検討した結果⁵⁾をふまえたものである。

1) 扇状地上の場合

耕地一筆の大きさは区々であるが、だいたいは四辺形をなす。その四辺形の1~2辺は直線ではなく、地表面の乱流の跡を示す曲線よりなる。すなわち耕地列⁶⁾は、扇状地表面上の旧河道址に沿っており、微起伏に支配された土地割となっている。河道址相互間の小範囲にはかなり形の整った四辺形の土地割がみられ、同面積の筆割

りが扇状地の傾斜方向に並んでいる。

2) 台地上の場合

計画的土地割と非計画的土地割の中間の性質をもつ例が多い。道路、用水路とほとんど平行および直角に交わるような方形の耕地割であるが、しかし、全体的にみると広い面積にわたる統一性は見られず、ブロック毎に一定の方向をもつ耕地割となっている。

3) 沖積低地の場合

土地割は河道、旧河道に沿って配列しており、一筆ごとの形態は扇状地上の土地割とほぼ同様である。日本において沖積低地はほとんど水田として利用されてきたので、最大傾斜に沿って耕地列が並び、傾斜が比較的急な場合には水平を保つ必要から、傾斜と直角に一筆ごとの区画線が交わる型の土地割が多い。傾斜が緩やかで比較的平坦な沖積地における水田の場合には、不等辺四辺形、五辺形が多くみられる。さらに傾斜が緩やかで流路方向の明瞭でない、または旧河道が広い幅をもつ部分には、六辺形（亀甲型）の土地割がみられる場合がある。これは他の地目にはみられない、水田独特の土地割である。現在、沖積低地における水田地域の大部分では、条里型土地割を基盤にしたものや近代以降の耕地整理により整然と区画されたものが多く、このような不等辺多角形の土地割はほとんどみられなくなった。しかし、かつて使用されていた地籍図にはかなり多くの例が散見される。

このように、自然発生的土地割は、土地を利用するための便宜上、利用目的、村落内に内在した慣行、農業技術、自然条件などに規制されて区画されたものなので、その土地の条件を反映した土地割となり、土地割と地形を主とした自然環境とはかなり密接に関連しあっているとみることができる。

(2) 土地利用

土地利用は、社会経済的状況と密接に関連するのはもちろんであるが、地形、土壌、水分条件などと直接かかわり合いながら行われているので、土地利用も土地割と共に自然環境を推察

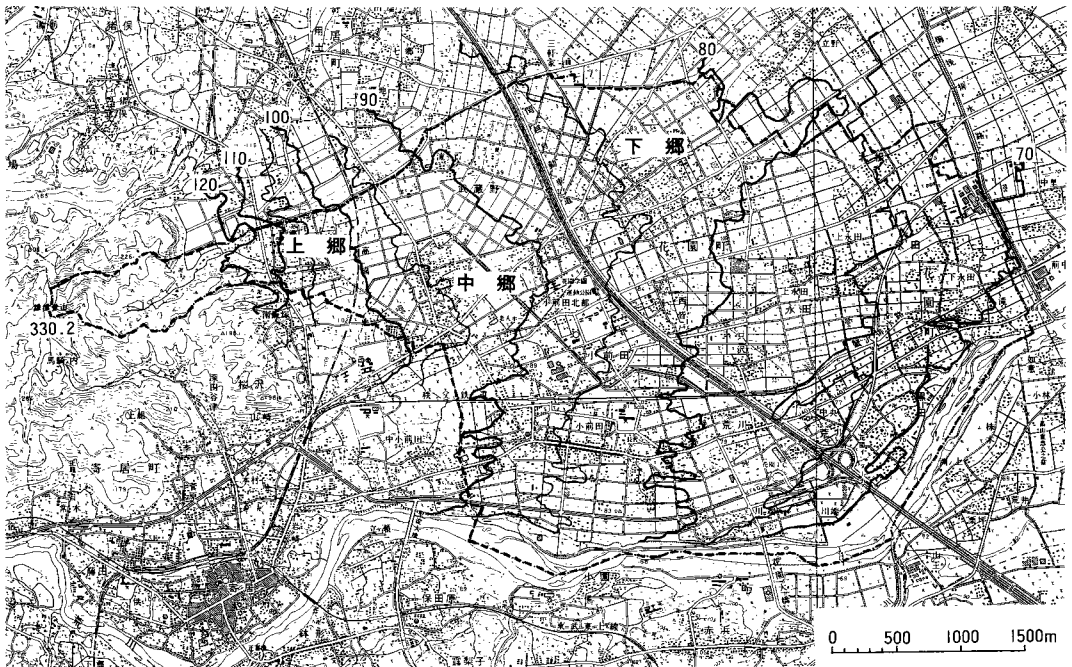


図1 埼玉県大里郡花園町

25000分の1地形図「寄居」「三ヶ尻」1986年、数字は海拔高度

するための主要な手がかりである。

地籍図の地目は、地域によっては特別な作物畑が示されている場合もあるが、一般的には種類が限られている。しかし、自然流下による水田灌漑や、農用林からの薪炭や堆肥などに依存している時期の農業的土地利用の卓越している地域においては、田、畑、宅地、林地の分類項目のみでも、土地割と併せて考察することにより、その地目ごとの立地や位置関係などについてかなり詳しく読みとることができる。

III. 埼玉県花園町における事例研究

明治前期作成および地籍調査による地籍図が揃っていることと、山地から平野部にかけて広がる農業地域であり、東京より約70km圏に位置し、主穀純農村から近郊農村へ農業地域としての変化がみられる⁷⁾ことなどを考慮して、埼玉県大里郡花園町を事例研究の対象地域として取り上げた。

花園町は、埼玉県の北部、荒川左岸、寄居町の東に隣接して位置する。面積15.83km²、人口

(1990)11,736、産業別人口割合(1990)は、第一次17.2% (農業就業人口が99.7%)、第二次40.1%、第三次42.5%である。1980年にはそれぞれが3分の1ずつであったが、以後、総人口は増加しているのに対して農業就業人口が1980年の3分の2に減少した。しかし、耕地面積率45% (1990)で、依然として農業的土地利用の目立つ地域である。1889(明治22)年市制町村制の施行により、武蔵野村(上郷、中郷、下郷)、小前田村、荒川村、黒田村、永田村、北根村の6カ村が合併したが、その際、戦国時代にこの付近一帯を領有した藤田康邦の居城・花園城にちなんで花園村と名付けられた⁸⁾。以来100年余り、町域の変更がないまま、1983年の町制施行を経て今日に至っている。

町域は東西の最長部約7.6km、南北最長部約4.1kmであるが、西部で南北幅は急にせばまって西に伸び、その西端は鐘撞堂山の山頂(330m)に至る。

この鐘撞堂山から標高120m位までは、古生代末から中生代の三波川結晶片岩を基盤とする丘

陵性山地で、東に向かう急斜面を呈する。それより東方の平野部は、大きくみれば南西において隣接する寄居町に扇頂をもつ荒川左岸の楯引扇状地の一部であり、平野部全体が西から東南に向かって徐々に高度を下げる緩傾斜面をなしている。とくに、90m付近から東方はさらに緩傾斜となり、扇状地性の台地となっている(図1)。

(1) 地籍図による土地割・土地利用状況の復原

地籍図についてみると、花園町では、1876(明治9)年、地租改正による地引絵図が作成された。以来、この地引絵図は、1970年頃から現在使用中の公図に徐々に切り替えられるまで、耕地整理確定図と共に使用されていた。そのため現在も、実務において旧図確認などに使用することもあって、全域にわたり保存され、縮尺600分の1の「一筆限字絵図」(字限図)として、8冊にまとめられている。また一方では、国土調査法の地籍調査により、1956年に作成された縮尺1000分の1地籍図が存在する。

筆者は、この二種類の地籍図を利用し、町域の北半部分についてそれぞれの時期における土地割図を作成した。さらに各図に記載されている地目によって、字限図では、山林野地、田、畑、宅地、寺社併びに墓地、堤併びに空地、水道を、地籍図からは、林、田、畑、宅地、墓、雑種地、原野、水、道、堤を各土地割図の上に表示することにより、それぞれ当時の農村景観を復原する手がかりを示した⁹⁾。

また、当地域の微地形環境について、主として1947年11月撮影の空中写真の判読を行い、各時期の状況および二時期間の景観変化について検討した。

(2) 土地割・土地利用図の作成方法と問題点

小字ごとの切図を接続して、道路、水路、筆界線などによって、より広域の土地割図を作成する場合、先ず正確な基図を用意することが必要である。その場合に出来るだけ当時の土地割

を反映しているものが望ましい。筆者は、かねてより土地割の研究に空中写真を利用してきた。特に、1947年前後に米軍により撮影された空中写真は、全国をカバーする最も古い空中写真であり、その画像に見られる主要な道路や水路、細分化される前の一筆の土地区画の形態は、いろいろな地域において明治期作成の地籍図に表示されたものと一致する場合が多いとの認識を得ている¹⁰⁾ので、当目的の基図としてたいへん有用であると考え、本稿の事例地域にも、この1947年に撮影された空中写真を用いた。

1947年前後に撮影された空中写真の縮尺は、主要平野部では、1万分の1が一般的である。判読用には大縮尺のものが望ましいが、2万分の1程度までであれば写真の質にもよるが、一筆ごとの土地区画の形態や微地形などでも明瞭に判読できる場合が多い。事例地域では17,300分の1の縮尺であったが、実際に、画像として表示された一筆ごとの土地の形態と、字限図に表示されている形態とは、ほとんどの地域において一致した(図2に一例を示した)。そのため耕地整理が行われた地域以外では、比較的容易に字限図を接続することができた。耕地整理済みの地域については、かつての土地割が全く失われてしまっていて、基図の画像図形に頼ることができないため、字限図を基図の縮尺に併せて縮小し接合した。その場合、先に周囲を確定した上で、縮小した字限図をはめ込む形で接続させた。

事例地域における字限図は、村ごとに作成者が異なるようで、地目の表示方法や彩色、方位の表示などが異なっている。しかし、精度の面ではほとんど同じで、所々不正確な部分もあったが、全体としてはかなり精度の高いものであったこともあって、作成した土地割図はそれなりに正確なものになったと考える。

なお、空中写真は、中心投影により画像が表示されるので、できれば正射投影に変換したり、簡便に菱形鎖法などで位置を修正することが望ましいが、目的は景観復原であり、小縮尺図に編集表示するのであれば、単写真の周辺部をな

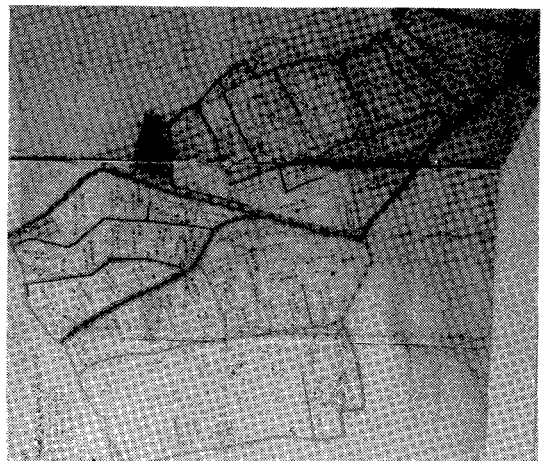
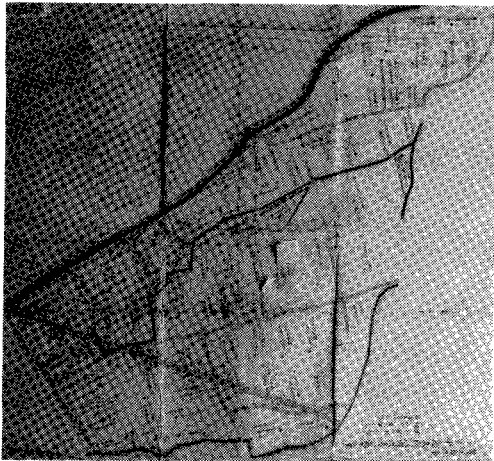


図2 空中写真と字限図との比較
空中写真は1947年米軍撮影のものを2.8倍に拡大

るべく使用しなければ不都合は生じないと判断した。

切図を接合しようとする場合に最も障害となるのは、当時の作成者の技術や目的の相違により、各図の精度が低く、整合性に問題がある場合である。その場合には接合することもむずかしいが、出来上がった図と作成時期の異なる図との比較も簡単ではない。しかし、適切な空中写真が得られれば、上述の方法により、接合は容易となる場合もある。ただし、山地部で樹木が地表をおおっている場合には、写真上では道路などで読みとれる筆界はともかくとして、ほとんど判読はできない。また、斜面では歪みがでてくるため、基図とするには正射投影に修正する必要がある。しかし、写真上にその位置を書き込めれば、むしろ実体視によりその立地環境や景観を生き生きととらえることができる。樹木に関しては、平地林についても同様のことがいえる。

(3) 景観復原結果について

本稿では、紙面の都合により、景観復原を行った地域のうち、花園町の北西部、旧武蔵野村に

ついでのみ報告する。武蔵野村は、1876(明治9)年5月に、飯塚村(忍領, 御料), 飯塚原宿村(知行地), 原宿村(知行地, 御料), 飯塚猿喰土村(忍領), 猿喰土村(知行地, 御料)の5カ村が地租改正事業を契機に合併して成立した村である。これら5カ村はそれぞれ別個の村名を名乗っていたものの、田畑山林をはじめ家屋敷まで相互に入り組み、それぞれ明確な境界に画されず、村ごとにまとまった集落が形成されていなかった。現実には、村域内は3地区に区分され、上組, 中組, 下組, あるいは西郷, 中郷, 東郷と呼ばれ、それぞれに集落があった。現在は通称上郷(小字数38), 中郷(27), 下郷(16)となっている(図3)¹¹⁾。

1) 1876(明治9)年の状況

全体としては、図4にみられるように、畑と林が卓越する土地利用で、水田は河川沿いにわずかに分布するのみであり、扇状地性の台地という地形的特徴をよく反映している。

土地割の分布形からもその特徴を読みとることができる。西部の山地地域における林地では、1~3筆より成る小字がほとんどで、大きな区画に分けられている。当時は入会林野地であり、

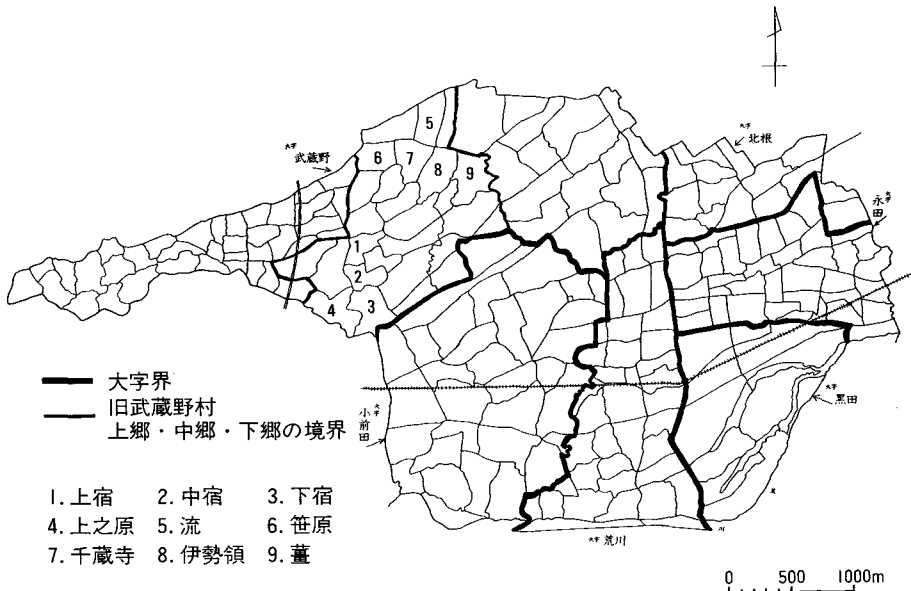
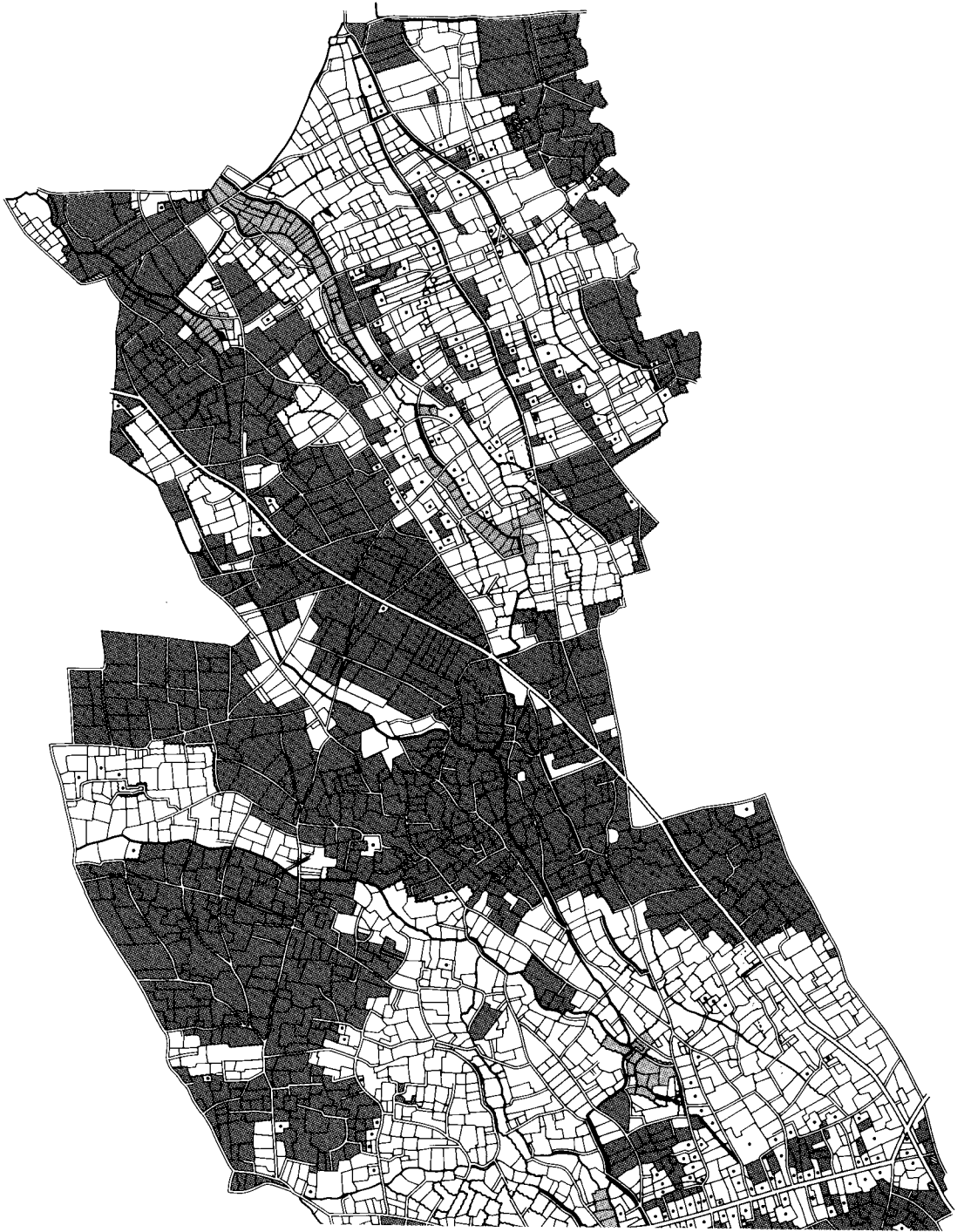


図3 花園町旧字界図
花園村『花園村の今昔』1979年, より作成



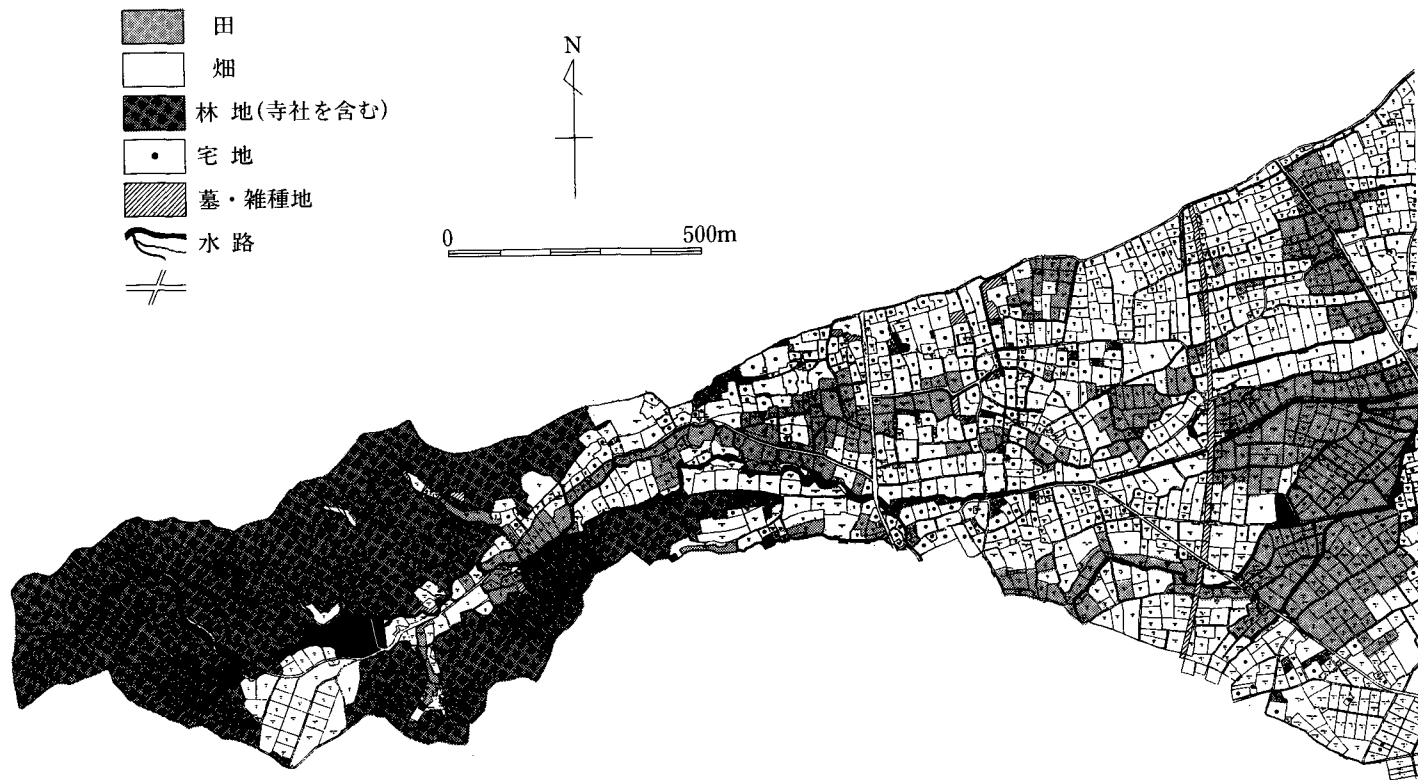


図4 1876年における土地割・土地利用
 上：東半部，下：西半部

畑や田には所有者名が記載されているのに比べて、小字名や地番のみが記されている。山地部から流下する河川（亀住川）に沿って2～3列の耕地列が東方に連なり、その一部は水田となっている。その両側には中郷付近まで、道路と平行および直角に交わるような方形の耕地割がみられるが、全体としては傾斜方向に配列するような耕地列をなし、扇状地上と台地上の特徴をあわせもつような土地割が卓越する。河川の流路から離れた部分では、台地上にみられる土地割の特徴をよりよく示しており、それらのほとんどが畑と林地である。林が広く連なって分布する地域は東部に集中し、一筆の区画が目立って大きくなっている。

これらの田、畑、林地の分布は土壌との関連性が強い。水田分布地域の土壌は、礫をまじえる沖積土で、「真土」と呼称される植壤土で最も肥沃である。それよりやや高い地形面には「黒のっぺい」と呼ばれる黒色火山灰土壌が分布する。相対的に最も高い部分を占めて分布するのが赤色火山灰土壌で「赤のっぺい」と呼称され、肥沃度は最も劣り平地林の部分はもとより、地域のほとんどがこの土壌である。明治初頭（1876年頃）の各村の記録である『武蔵野国郡村誌』においても、武蔵野村の地味について、黒あるいは淡黄、鬆土でその質は粗悪であり、稲梁に適さず小麦・蕎麦粟等に適し、時々早に苦しむ¹²⁾と述べられている。

本地域における新田開発は主として享保年間に行われた。ことに中郷の原宿で林畑の増加が顕著であったが¹³⁾、東京都下から埼玉県南部にかけて分布する武蔵野新田にみられるような典型的な短冊型の土地割は施されなかったようである。また、上郷において耕地列が東西に整然と並ぶ小面積の小字が2カ所みられる他は、整った土地割が広く分布する地域は存在しない。従って、当地域のほとんどは自然発生的な土地割の形態を示している。

『武蔵野国郡村誌』によると、当時の花園村全域に対して、田は4.7%、畑は72.0%、林は20.5%である。この傾向は武蔵野村でさらにはっ

きり現れ、田は3.0%、畑は73.4%、林は21.2%である。1876（明治9）年から1882（明治15）年頃にかけて、前年の普通物産、特産物産について村毎に県へ提出した報告書によれば、米の播種地反別は1877（明治10）、1881（明治14）年が極端に少なく、1876年の収量（産額）が作付け面積に比して極端に少なく、これらはいずれも干ばつによる水不足が影響したものと推定されている¹⁴⁾。また、畑作地では自家用もち米の陸稲、小麦、大麦、大豆、小豆などを主に栽培し、豆類は換金作物の首位を占めていた。大正期には重要産物となる繭の産額はまだ少なく、桑畑は1881年に65町余の記録がみられるだけで、採桑は畦畔桑でほとんどがまかなわれた。繭は生繭で深谷本庄の市場に出荷したが、一部は農閑期に糸をとり、絹太織りなどに加工して売られ、養蚕は農家の副業程度であった¹⁴⁾と考えられる。

中心集落は、標高100m付近に飯塚（上郷）、その南東方に原宿（中郷）、東部の標高80m付近に猿喰土（下郷）が立地している。








上郷、下郷では、北側に林地を配した宅地が並ぶ。特に下郷では明瞭で、このことから北側に防風林を備えた農家が並ぶ集落の景観が想定される。

中郷は小字の下宿・中宿・上宿が旧鎌倉街道に沿って南北に並び、街村を形成している。「雑種営業商金高取調査」（1883〈明治16〉年1～12月）によると、武蔵野村では52名が表に記載されているが、菓子や茶、酒類、小間物、染め物、荒物を商ったり、飲食店を営む者がかなりみられ、木銭宿や籠屋、雇人受宿などの業種も含まれ、その多くは中郷にあったと推定される。

2) 1956（昭和31）年の状況とそれまでの変化
一部の地域を除くと林地、畑や宅地での細分化がみられるものの、土地割のほとんどにおいて、その概要に大きな変化はまだ現れていない（図5）。

土地割の変化は次のようである。①山地部において土地割が細分されているのが目につく。これは上郷地区の共有林野であった林地を、1948（昭和23）年分筆して、個人所有に分割し



-  田
-  畑
-  林地
-  宅地 (寺社を含む)
-  墓
-  水路
-  道路

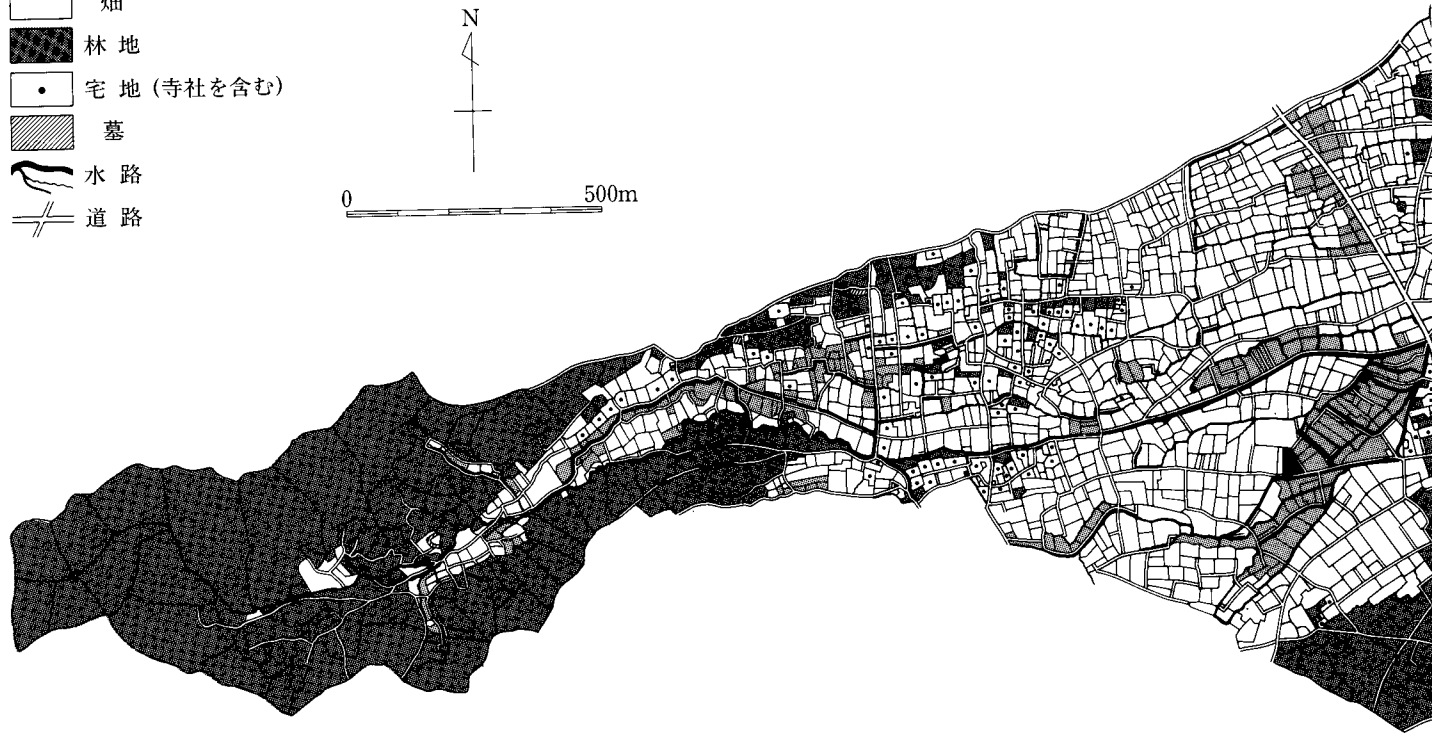
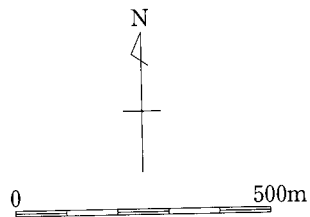


図5 1956年における土地割・土地利用
上：東半部，下：西半部

たものである。②中郷地区東北部の流、笹原、千蔵寺と、南部の上之原及びその南の大字小前田にまたがる地域に、耕地整理が行われた。これは、1930(昭和5)年に組織された原宿耕地整理組合が実施したもので、1932(昭和7)年に完了した。他に、伊勢領、藪などで部分的に土地割が整然とした区画に変更された地域がみられる。そのほとんどは、1951、52年頃に林地を畑に開発する際に改変されたものである。

土地利用には大きな変化がみられる。①平野部にあった広大な林地が消失し、ほとんどが畑に変化した。これは、上述の耕地整理事業の一環としてその一部が畑地化されたことと、戦後の農地改革時に未墾地も買収され、解放が林地にも及んだことが大きく影響している。1947年11月の時点における下郷の北側及び西側にかけての林地が、ほとんど畑地に変わっている。②水田が増加している。特に中郷で顕著である。1924(大正13)年から1925(大正14)年にかけて武蔵野耕地整理組合が組織され、灌漑用水池(霧ヶ谷津池)が造成された。③山地の北東部分の一部が削平されている。④中心集落での宅地の増加のほかに、耕地整理が実施された地域および現在の県道深谷寄居線沿いに宅地が増加している¹⁵⁾(図6)。

3) 1956(昭和31)年以降の変化と現在の景観

1959年には、農林省が、寄居一熊谷間の両岸(荒川扇状地とその周辺地域)を対象に行った二瀬ダム建設を基幹とする総合開発の一環である、荒川中部農業水利事業に着手し、花園町が含まれる櫛引地区の幹線工事が1962年に完成した。花園町では、1965年11月花園土地改良区が設立され、翌年度から土地改良事業に着手、荒川中部農業用水の導入により農道・用排水路の整備、田畑輪換方式の水田の造成が行われた。以後事業は継続施行され、図7にみられるように平野部のほとんどの地域で、工区ごとの広域にわたる農業基盤整備事業が1977年までに終了した。それによって、以前の耕地整理事業により整備されてきた土地割も再び改変され、一区

画30aと大型化した圃場が整然と展開し、農地景観は一変した。

一方、1960年頃から雑穀、豆類、さらに1965年頃から甘藷、麦類の栽培が減少し、1955年頃より普及し始めた揚水機による地下水利用の水稲栽培が、当時の政府による桑園整理の奨励と相まって急速に進んだ。また、明治期からの古い伝統をもつ養豚、苗木の生産が戦時中の衰退から復活し、さらに酪農、養鶏、蔬菜栽培などがおこった。大正期に隆盛をみ、その後何度かの盛衰を経たが、養蚕は当地域では依然として重要産業であり、養蚕を主体とした農業にこれらが加わって、農業は多彩になり市場生産物の生産が増加した。現在は、養蚕、酪農、養豚、花木・苗木生産、米麦生産を中心とした農業地域となっている。旧武蔵野村の土地利用では上郷地区で花木・苗木生産のための樹園地が目立って多い(図8)。

また、1965年頃より次々に近代的企業の工場が立地している。人口も1945年の8,411人から漸減し、1965年(7,759人)まで減少を続けたが、その後増加に転じ、1970年には8,106人(昼間人口6,859人)に回復し、現在も増加しつつある(1990年11,736人)。それに伴い昼間人口も9,887人(1990年)と増加している。1976年度から花園町地内で関越自動車道の工事が始まり、花園インターチェンジが町域内につくられ、一部では都市的土地利用への変化も著しく進行している。

IV. ま と め

多数の字切図を接合して、土地割・土地利用図を作成することにより、土地割、水田・畑・林・家屋等の分布状態を広い視野でとらえることができる¹⁶⁾。それにより、字単位だけでは読み切れなかった明治前期の村域全体の景観や、それぞれの土地利用の立地と位置関係などを、ある程度把握することができる。また、作成時期の異なる地籍図から作成した同様の復原図を比較することにより、地域変化を把握することができる。

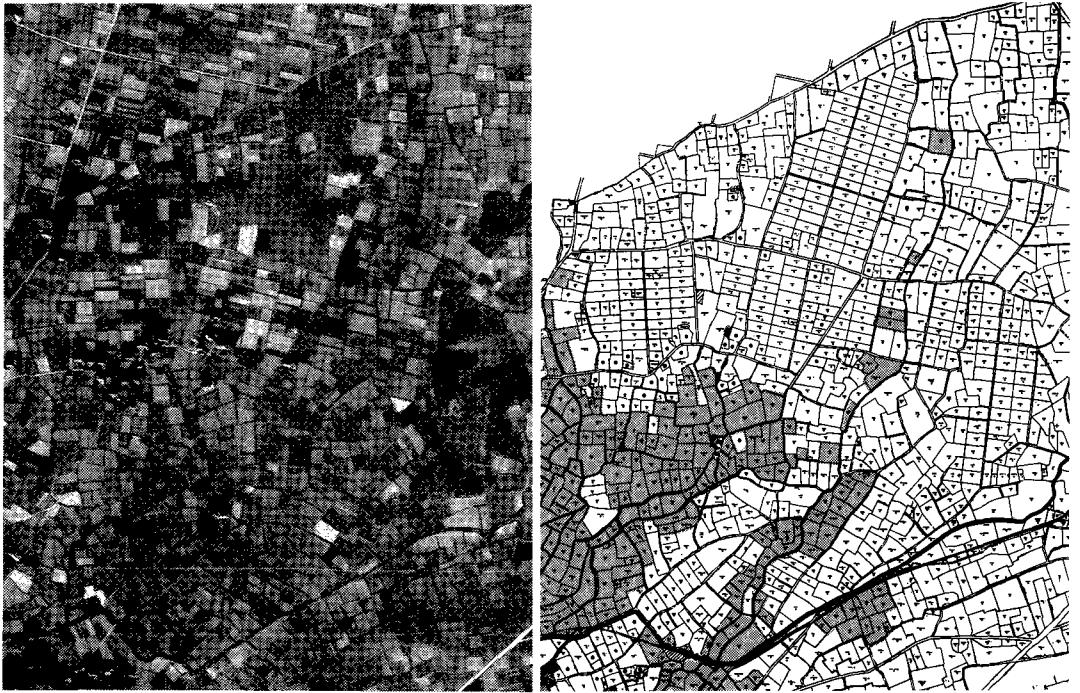


図6 中郷地区における土地利用の変化
左：1947年米軍撮影，右：1956年

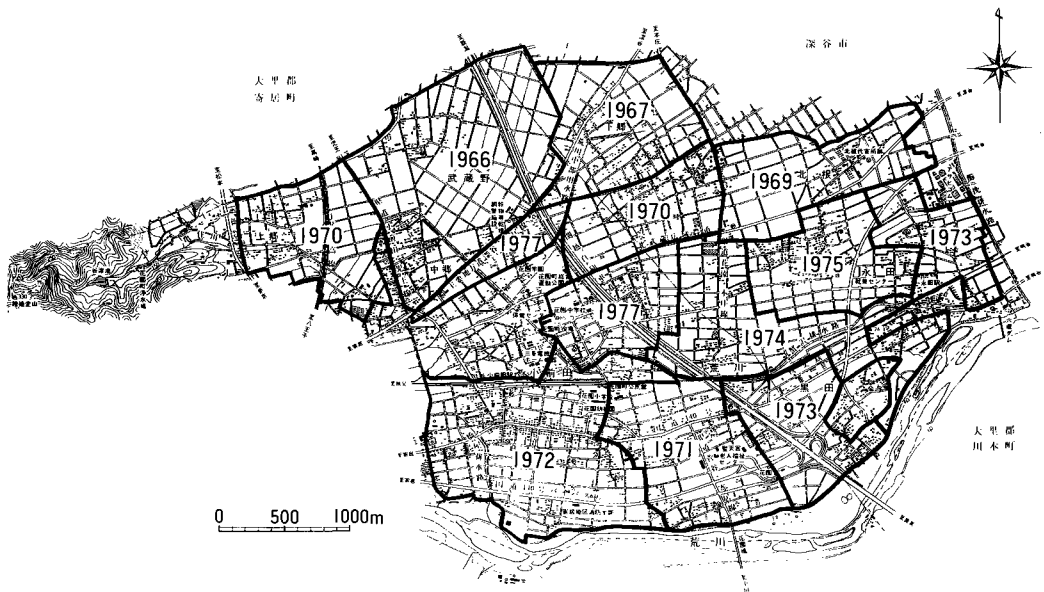
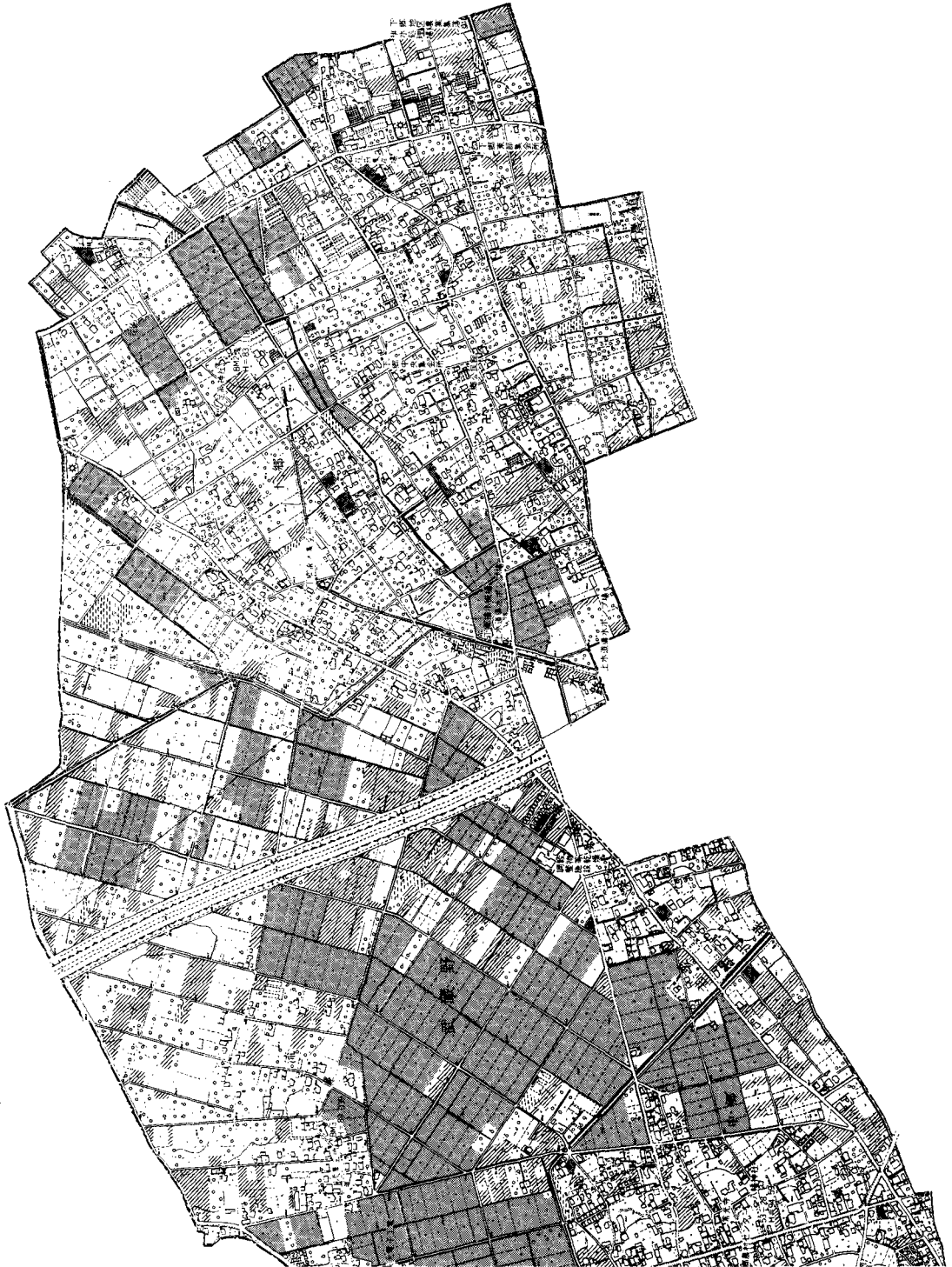
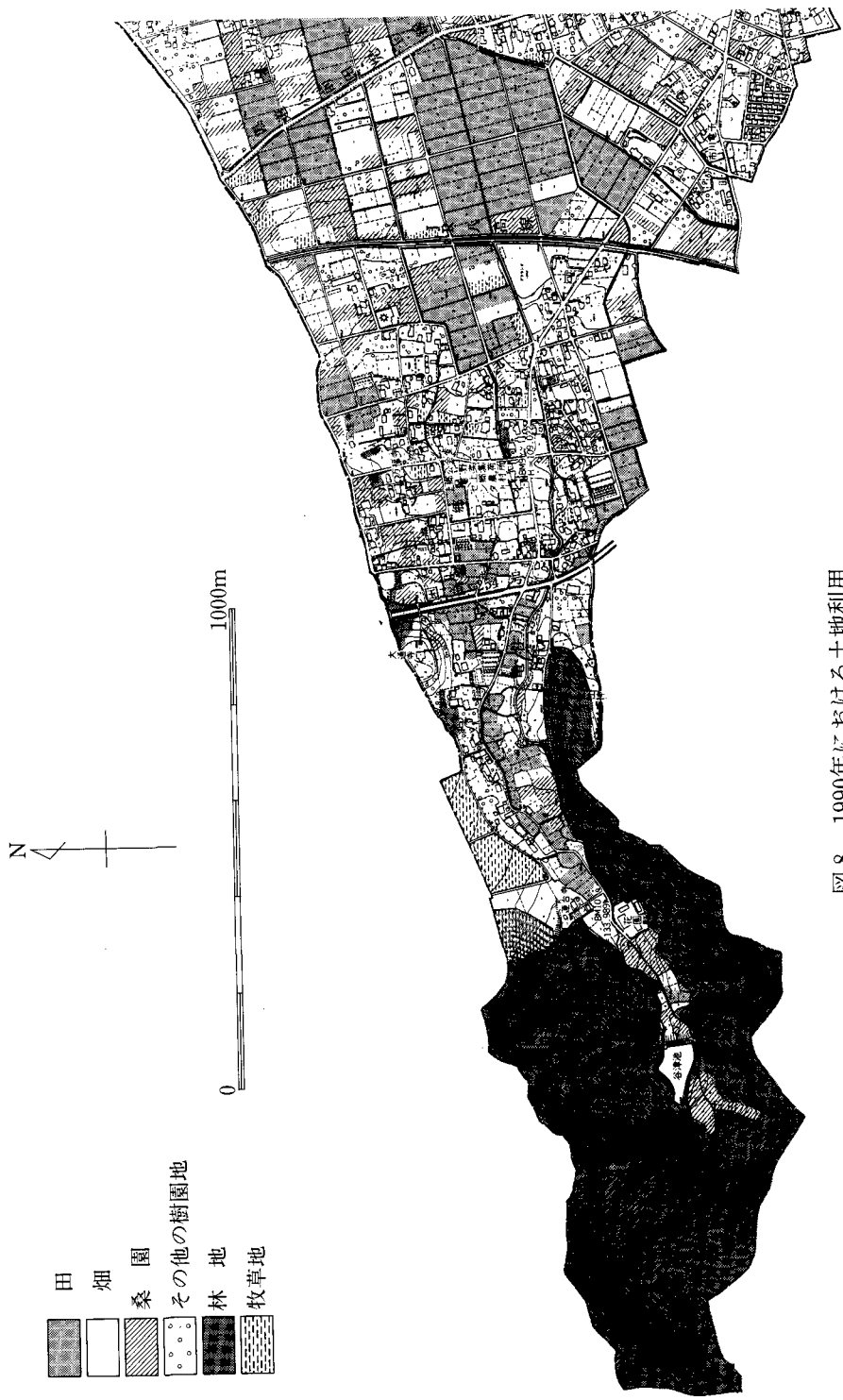


図7 花園町土地改良工区図
数字は実施年度





- 田
- 畑
- 桑園
- その他の樹園地
- 林地
- 牧草地

図8 1990年における土地利用
上：東半部，下：西半部

しかし、山地の部分や、平地における微地形的分析まで行うには、他の資料を併用する必要がある。微地形や大まかな土地利用を読むことができ、同時に土地割までも明瞭に表示している資料としては、空中写真以外にはないので、空中写真判読の併用が不可欠である。

併用する空中写真については、全国をカバーしているものでは撮影時期が最も古い、1947年前後撮影のものが資料としてたいへん有用である。一般に土地割の持続性は良く、戦後の特に1960年の経済高度成長期においてみられた著しい変化より以前に撮影した空中写真であるので、ほとんどの地域で、明治期作成の地籍図に示される土地割や宅地分布が当空中写真の画像とかなり一致する。

ただし、写真画像として表われる土地割は畦畔や水路、土地利用の差などによるものであり、地番毎に筆界で示される地籍図の土地割とは異なる。また、経年変化による土地割の細分化、道路の整備などの変化もあり、併用する際には逐一地籍図と照合する必要がある。

空中写真判読のみでは、樹木におおわれた林地についての土地割を細かく知るのは困難である。写真の縮尺によっては、屋敷林を備えた宅地の集中する部分についても、土地割を詳細に判別するのはやや困難である。

耕地整理・圃場整備などによって、かつての土地割が全く失われてしまっている地域についての景観復原は、当然のことながら耕地整理施行前の状態を記録した資料に頼るほかない。特に戦前に改変が行われた地域については、ほとんどの場合、地籍図が復原のための唯一の資料となる。

地籍図のみが景観復原の資料である場合、その精度がかなり問題となり、復原の際にはそれなりの工夫が必要である。

明治前期に作成された地籍図を用いて景観復原を行うことにより、明治期の近代化開始期に、それは近世後期にも当てはまる場合が多いと推測されるが、その時期にどのような景観を呈していたのかを把握することができる。また文書史

料などと関連させながら景観を読むことにより、当時の地域（生活空間）の環境について知ることができる。また、このような景観復原をいろいろな地域について行うことにより、近代化以前の日本の状態の一端を知ることができる。また、その後の変化、特に経済の高度成長期における変化は著しいが、まず明治期の景観を復原し、その後の変化を逐一とらえておくことは、現在の景観がどのように形成され、成立してきたかを知る基礎となる。その点、明治前期作成の地籍図は、大規模な景観変化以前の状態を詳細に表示しており、地籍図以外には利用し得る資料は限られているだけに、地籍図は歴史地理的な環境把握のためには重要かつ有用な資料であると言える¹⁷⁾。

境界線の階層性に関する土地割の語についての検討(注3)、景観復原結果についての他資料による検討など、まだ多くの課題を残しているが、それらは今後の機会の課題としたい。

(文部省)

〔注〕

1) 佐藤甚次郎(1986):『明治期作成の地籍図』古今書院に詳述されている。

他に、地籍図そのものについての著書としては、次のものがあげられる。

藤原勇喜(1986):『公図の研究』大蔵省印刷局。
塚田利和(1986):『地租改正と地籍調査の研究』お茶の水書房。

塚田利和(1978):『公図(土地台帳付属地図)の年輪(第一部)明治年間法令集』土地制度研究所。

佐藤甚次郎(1993):『神奈川県の明治期地籍図——東京三多摩を含む地域の公図のなりたちと特色——』暁印書館。

などがあげられる。

2) 特定の歴史的事象・遺構の研究、土地割や集落形態・分布・地域の開発などを対象とした研究、景観復原を行うため、等々に利用されている。ここでは詳述せず、文献をいくつかあげるにとどめる。

桑原公徳(1976):『地籍図』学生社。

桑原公德編(1992)：『歴史景観の復原——地籍図利用の歴史地理——』古今書院。

木村 礎編著(1988)：『村落景観の史的研究』八木書店。

立石友男(1989)：『海岸砂丘の変貌』大明堂。

鈴木貞夫(1992)：『福島の歴史地理研究』いわき地域学会。

- 3) 地割と同義であるが、地割は地割制度と混同される場合があるので、筆者は土地割の語を使用する。ただし、1973年度日本地理学会秋季大会シンポジウム「土地の区画」(オーガナイザー：小林博・浮田典良・矢守一彦，地理学評論47-2，121~129頁，1974)においては、土地割の語も地割制度と混同されるのを考慮して「土地の区画」の語を使用している。

土地割の境界線の機能については、土地利用界、所有権界、行政界などがあり、それらの機能や重合の程度などにより境界線の階層性が考えられる。その階層により土地割の語を書き分ける必要があるが、その検討は別の機会に譲り、ここでは単に土地割の語を用いる。

- 4) 土地割を歴史環境の復原のための資料として意義づけ、考察をすすめたものに、柴田 孝夫(1975)：『地割の歴史地理学的研究』古今書院がある。
- 5) 拙稿(1971)：人文地理学的写真判読に関する研究(II)——土地割研究における空中写真判読の利用——，東京大学教養学部人文科学科紀要第52輯，55~70頁において検討，考察した結果およびその後の事例研究による。
- 6) 土地割の形態を表す場合、一筆の長辺の並ぶ方向を土地割の方向，短辺の並ぶ方向に耕地の列を覗て土地割の配列または耕地列と言います。
- 7) 上野福男ほか(1966)：自立経営の営農方式に関する研究(2)，農業技術研究報告H第34号，274~341頁。

上野福男(1967)：近郊農村における土地利用問題，地域開発7月号，『花園村史』および各年次農林業センサスによる。

- 8) 花園村(1978)：『花園村史』(再版本)，506頁。
- 9) 図4，5においては，表示の都合上，堤並びに

空地などを省略，凡例の一部をまとめるなどして図示してある。

- 10) 八日市市史編さん室(1986)：『資料集II 八日市市の地名と景観』は，明治初期から中期にかけて作成された地籍図「地券取調絵図」のトレース図版と空中写真とを対比させて示し，地域について解説を加えたものであるが，本書では1961年撮影の1万分の1空中写真を使用している。この場合も，耕地整理などで大きく改変された部分以外では地籍図と写真画像はほとんど一致しているようである。

- 11) 前掲8)，479頁。
- 12) 岐阜県編(1953)：『武蔵国郡村誌』第10巻，107頁。
- 13) 前掲8)，194頁。
- 14) 前掲8)，522~523頁。
- 15) 1947年までに増えた宅地のほとんどは農家の形態を示している。
- 16) 東京都青梅市のように全旧村で，字毎の切図と，その字切図と同じ図(一部で分筆や地目変更などによる相違がみられる)で構成されている村図「全村絵図」が作成されている場合がある。
- 17) 一志茂樹(1977)：わが国における圃場整備事業と地方史研究，信濃(第三次)29-3，1~28頁，においては，圃場整備により，耕地の微地形，土壌の性質とその深淺，地目，地番と地番境界線，地物，道路とくに「馬入れ」道路，口碑伝承の手がかり，集落や地域社会の歴史究明の手がかり，地名がすべて同時に瞬間に消え去ってしまう。それに対し，記録を残すことが重要になってくるが，まずは地籍図と土地名寄帳の永年保存を法制的に義務づけるようにするべきであると述べられている。

〔付記〕

シンポジウムに参加させて頂く機会を与えて下さり，またご助言下さった諸先生方，ご指導頂いた西川治教授(立正大)，調査・資料採訪に際して特にご便宜を与えて下さった花園町の坂本，黒沢両氏の方々に，ここに記して厚く御礼申し上げます。

RESTORATION ON AREAL ENVIRONMENT AND LANDSCAPES USING CADASTRAL MAPS : THEIR EFFECTIVENESS AND LIMITATIONS

Yumiko TAKIZAWA

Boundaries of parcels of land, for example boundary lines (land allotment) and land categories (classified by purpose of use), can be read from any cadastral map. Land allotment and the purpose of its use are key factors which constitute the landscape of settlements, and that analysis based primarily on these factors could facilitate restoration of a large part of the landscape. Studies are undertaken to restore landscapes that once existed when these cadastral maps were made and to get an idea of the former regional environment.

Taking Hanazono-machi, Ohsato-Gun, Saitama Prefecture for example, the maps of former land allotment and the land use by category were made using two kinds of cadastral maps kept in the Hanazono municipal office. They are *jibikiezu* or *azakirizu* (cadastral maps by sub-divisions of a village) drafted upon the land tax revision in 1876, and the cadastral maps produced in 1956 on the occasion of the cadastral survey under the Law of National Land Survey. Then, comparative studies of the new and old maps after analysis of each one were conducted.

These studies led us to identify how the landscape appeared in this town district in the early Meiji Era (1868-1911) at the dawn of the modern Japan. By surveying the landscape and analyzing related material documents, it is possible to know the former landscapes depicted on the maps and reference documents, and to realize specific environmental changes in the region by comparison of these maps.

The identification of the environmental situation in pre-modern Japan, by means of such landscape restoration in many different regions in Japan and also by tracing every subsequent change would provide us with a guide for confirming how present landscapes were created and developed.

Today, when arable land rearrangement and regional development works are considerably changing landscapes all across the country, cadastral maps drawn up in the early days of the Meiji Era provide direct reference materials for representing the past landscapes. Other than these maps, available reference materials are limited.

Especially, areas of arable land which underwent redistribution have been deprived of their former landscape of settlements and their land use, and in those areas cadastral maps were often the only means of access to the landscapes at that time.

Such being the case, my preposition is that cadastral maps can provide vitally important and useful reference materials for representing an areal environment from a historic and geographic point of view.

Besides, in order to restore landscapes from a cadastral map, it is necessary to integrate multiple cadastral maps by subsection into a comprehensive map covering the whole village. But to achieve this end, it is essential for us to use the maps which accurately reflect the allotment of land of those days as basic maps. For this reason, we use 1/17,300 scale aerial

photos taken in 1947.

In fact, there are some constraints. Since these aerial photos are taken by central projection, they can neither be used directly as basic maps to depict such areas as steep slopes in mountains nor can they provide a clear image of boundaries of parcels of forested areas. Nevertheless, they can effectively be used to restore the landscape . Besides, it is apparent that no better means can be found. The combined use of cadastral maps and aerial photos can smooth the process of landscape restoration.